

第6章 運営及び体制

名勝円山公園を文化財として保存管理及び再整備（修復）し，その上で，将来にわたり，より多くの市民や観光客が訪れる場として活用を図っていけるよう，以下の諸点を踏まえ，名勝円山公園の保存管理を前提とした運営及び体制の充実を図る。

第1節 運営の基本的考え方

名勝円山公園の保存管理及び活用の目的を達成するためには，文化財としての保存管理，再整備（修復）及び活用を念頭においた運営を行うとともに，持続可能性や実現可能性の担保を念頭においた運営が必要とされる。このため，名勝円山公園の運営に関する基本的な考え方を次の諸点とする。

（1）文化財としての保存管理，再整備（修復）及び活用

1）風致景観管理に向けた技術的対応

名勝円山公園の風致景観を継承するためには，日常的な植栽管理，水景管理をはじめとして，再整備（修復）にあたっては伝統的な造園技術を有する技術者による対応が必要とされる。

このため，恒常的な風致景観管理を可能とする技術的対応を図ることが可能な体制づくりに向けて，関係団体等との連携を進める。

2）周辺地域の歴史文化資源に関わる管理者等との連携体制の整備

名勝円山公園は，その指定範囲のなかに歴史文化資源を有するだけでなく，周辺地域にも重要文化財をはじめとした歴史文化資源が立地している。これらの周辺地域の歴史文化資源にとの有機的な連携を図りながら，保存管理に関わる運営を進めていくものとする。

（2）持続可能性や実現可能性の担保

1）保存管理を行うための財源確保

名勝円山公園をあるべき姿に戻すために行う再整備（修復），さらには，その姿を保つために行う維持管理等，管理主体による保存管理の取組の継続性を担保するため，その財源の確保，充実を図るため，企業のCSR活動の導入，クラウドファンディングをはじめとした新しい取組も含めた総合的な検討を進める。

2）防災管理体制の確立

名勝円山公園の本質的価値を継承するため，台風・大雨など自然災害及び火災などに対応した防災管理を行うとともに，適切な防災管理を進めるため，名勝円山公園に関わる関係者との協力体制を確立する。

第2節 体制整備の基本的考え方

これからの名勝円山公園の保存管理，再整備（修復）及び活用を円滑に進めるため，次のような体制整備・構築に向けて，取組を進める。また，それぞれの主体は下図に示すように連携しながら保存管理，再整備（修復）及び活用に取り組むものとする。

（1）行政間における連携の強化

名勝円山公園を管轄する文化庁及び京都市関係部局をはじめ，京都府，国（国土交通省）等の多くの関係機関が，名勝円山公園の本質的価値に関する認識を共有し，文化財としての保存管理，さらには，森林分野，観光分野などの関係部局と連携しながら名勝，都市公園としての活用を推進できるよう，行政間における連携の強化を図る。

（2）関係機関との連携強化

名勝円山公園は，八坂の往来の要所として，周辺地域と連携しながら賑わいを維持している。今後も社寺等関係者，市民，周辺地域及び関係する団体等との連携のもと，活用プログラムへの協力や管理運営への協力など，多様な主体による参画と連携を図るための仕組み作りを進める。

（3）専門家（学識経験者等）の指導及び助言

名勝円山公園の文化財としての価値を十分に検証し，適切な保存管理を行うため，歴史や自然環境，造園や景観等の専門家（学識経験者等）からの指導，助言を受けることができる体制を構築する。

（4）保存管理への市民・NPO等の参画の推進

名勝円山公園の保存管理，さらには，活用を図っていくために，市民，NPO及び活動団体等の参加のあり方の検討を進め，多様な主体の保存・管理・活用への参画体制を推進する。

（5）多様な主体の連携・協働できるゆるやかな場の設定

行政，関係機関，専門家（学識経験者等）及び市民・NPO等の名勝円山公園に関わる多様な主体が相互に連携・協働し，今後の保存管理，再整備（修復）及び活用を図っていくことができるゆるやかな場の設定を検討する。

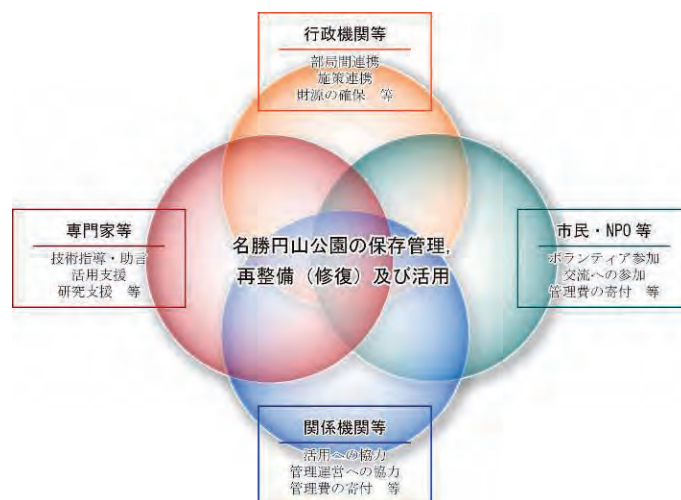


図 50 名勝円山公園の保存管理，再整備（修復）及び活用に係る連携・支援・協力体制